

里山ガーデンフェスタ実行委員会設立会議次第

開催日：平成29年12月4日（月）
開催時間：10時から10時30分まで
開催場所：公益財団法人横浜市緑の協会
会議室

- 1 開会

- 2 主催者挨拶 横浜市環境創造局長
公益財団法人横浜市緑の協会理事長

- 3 議事
第1号議案 実行委員会の設立
第2号議案 実行委員会会則（案）

- 4 閉会

里山ガーデンフェスタ実行委員会
設立会議

議案書

第1号議案 実行委員会の設立

里山ガーデンフェスタ実行委員会設立趣意（案）

横浜市で、平成29年3月25日から6月4日まで「第33回全国都市緑化よこはまフェア」（以下「よこはまフェア」という。）が開催されました。このよこはまフェアでは、愛称を「ガーデンネックレス」として、「まち」、「人」、「とき」をつなぎ、大都市でありながら、市民生活の身近な場所に様々な緑の環境を有してきたことに磨きをかけ、よこはまフェアの成果を未来へと継承していくことを提唱しました。

よこはまフェアでは、みなとガーデンとともに新たに整備した里山ガーデンがメイン会場となり、訪れた多くのお客様に横浜の花で彩った花壇や谷戸の花々のほか、里山ならではの森の新しい体験も楽しんでいただきました。

横浜という大都市にあって里山の緑は、人々に憩いを与え、うるおいと季節感を生み出し、街中とは異なる魅力的な環境を創出するものとして貴重で大切な役割を果たします。

よこはまフェアで培われたこの緑の環境を生かし、よこはまフェアの成果を今後継承していくため、里山ガーデンにおいて、花や緑による魅力の創出や、来場者に花や緑を身近に感じていただく取組みを推進していくことで「美しい花と緑豊かなまち 横浜」を実現していく契機としていきます。

この里山ガーデンの公開の実施及び運営をするため、関係の皆様のご賛同とご協力により、「里山ガーデンフェスタ実行委員会」を設立します。

第2号議案 実行委員会会則（案）

里山ガーデンフェスタ実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、里山ガーデンフェスタ実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、里山ガーデンでの花と緑の普及啓発の取組である里山ガーデンフェスタ（以下「フェスタ」という。）の事業を実施することにより、第33回全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承・発展させ、花と緑の持つ魅力を継続的に発信し、市民等の花と緑への意識や関心をより一層深めることに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) フェスタ開催に係る企画立案、調整、実施に関すること。
- (2) フェスタ開催に係る広報活動などに関すること。
- (3) フェスタにおける市民、企業等との協働に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業の実施にあたっては、委員又は委員が属する団体と協力してこれを行うものとする。

（組織）

第4条 委員会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 緑化関係団体及び商業・観光関係団体の代表者又は役職者
- (2) 関係行政機関の代表者又は役職者
- (3) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェスタ開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 委員がその属する機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、公益財団法人横浜市緑の協会理事長をもって充てる。
- 3 副会長は、横浜市環境創造局長及び一般社団法人横浜市造園協会会長をもって充てる。
- 4 監事は、一般社団法人横浜市造園協会副会長及び横浜市旭区副区長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員、委員の任期は、委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第8条 役員、委員の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、総会とする。

(総会)

第10条 総会は、役員及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 委員会に係る基本方針に関すること。
- (2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他委員会の運営に関する重要な事項

- 2 総会は、会長が招集し、開催する。

- 3 総会は、副会長及び委員(以下「委員等」という。)の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 委員等が出席できないときは、あらかじめ審議事項につき書面をもって意見を表明すること又は委員等が指定する者を代理として出席させることができる。この場合には、前項に定める会議への出席者とみなすものとする。
- 5 欠席する委員等からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。
- 6 総会の議長は会長が務める。
- 7 総会の議決は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。
- 8 緊急を要するときは、委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって総会の議決を行うことができる。
- 9 会長が必要と認めるときは、委員等以外の者に出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

- 第 11 条 会長は、総会を招集するいとまがない場合、総会の決議事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局の設置)

- 第 12 条 委員会の事務を処理するため、公益財団法人横浜市緑の協会と横浜市環境創造局で事務局を担い、公益財団法人横浜市緑の協会内に事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、公益財団法人横浜市緑の協会施設部長をもってこれに充てる。事務局長は事務局の事務を掌理する。
 - 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(経費)

- 第 13 条 委員会の経費は、横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会からの負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 委員会の経理事務に関しては、会長が別途定める規程によるものとする。

(会計年度)

第 14 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、委員会の設立年度の会計年度は、委員会設立の日始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

第 15 条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を受けることとする。

(決算)

第 16 条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を受けることとする。

(欠損金の処理)

第 17 条 歳入の欠陥等により欠損の発生が明らかになった場合、その処理については、横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会との間において協議するものとし、会長及び委員等は欠損金を負担しないものとする。

(剰余金の処理)

第 18 条 会計年度ごとの委員会収支決算において剰余金が発生した場合は、横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会との間において協議するものとし、会長及び委員等は、その剰余金を取得しないものとする。

(解散)

第 19 条 委員会は、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

里山ガーデンフェスタ実行委員会設立会議議事録要旨

- 1 日 時 平成 29 年 12 月 22 日（月） 10 時～10 時 20 分
- 2 場 所 横浜市緑の協会 第 1 会議室
- 3 出席者 上原委員、野村委員、田澤委員、靱山委員、吉田委員、山田委員、荻島委員、青木委員、関水委員、石垣委員、池戸委員、小野崎委員、森委員、橋本委員、新堀委員、土志田委員、小室委員
- 4 欠席者 加藤委員
- 5 議 事
 - (1) 実行委員会の設立
原案のとおり承認
 - (2) 実行委員会会則（案）
原案のとおり承認